

在宅医療・在宅介護を知っていますか？

医療や介護が必要になったとき、住み慣れた自宅や希望する有料老人ホームなどで、必要な医療・介護を受けながら暮らせることを知っていますか？

市では、医師や看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどさまざまな専門職と連携しながら、在宅での医療や介護を支援しています。

訪問診療や訪問看護、デイサービス、ショートステイなどの介護保険サービスを組み合わせることで、安心して自分らしい生活を続けることができます。

☎ 長寿福祉課 ☎ 537-5746

Q 在宅でどんな医療が受けられるの？

A 外来診療と同じような検査・処方などを受けることができます。

Q 在宅医療の対象者は？

A 年齢・病気・障がいの種類に関係なく、通院が困難な方が対象です。

Q 在宅での生活に不安があります

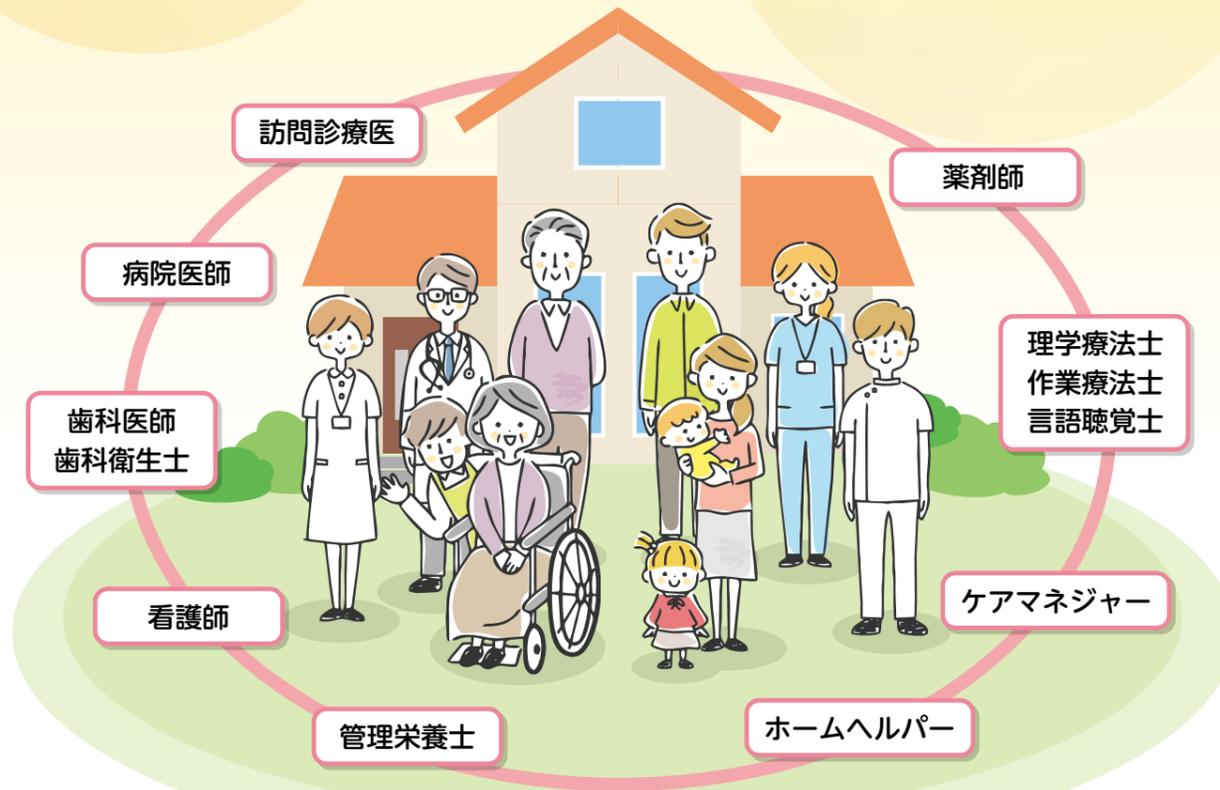
A 食事や入浴など日常生活の介助が必要な場合は、介護保険の申請と認定を受けることで、一定の自己負担額でサービスを利用できます。

Q 在宅医療の料金は？

A 在宅医療の自己負担は、およそかかった医療費の1～3割です。

Q 夜間や休日に具合が悪くなった場合は対応してくれるの？

A 訪問診療医や訪問看護師が、24時間365日対応できる連絡体制があります。



住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるように

「自分らしく暮らしていくために」

誰もが年を重ねると、医療や介護が必要な状態になることがあります。たとえ病気を抱えていても、住み慣れた環境で、馴染みのある食事を楽しみ、大切な人と共に過ごしなが、趣味や日々の楽しみを続けることは可能です。医療や介護の支援を受けながら、自分らしい生活を大切にしていけることができます。私たち医療や介護の専門職が本人・家族と一緒に「その人らしい暮らし」を支えていきます。



市連合医師会在宅医療部 代表 木下昭生 医師

在宅医療や介護について相談したいときは

かかりつけ医・入院先の医療機関

日ごろからかかりつけ医を決めておくと、病状や健康状態を把握してくれます。必要に応じて適切な専門医や病院へスムーズに紹介してもらうことができます。

退院後の生活に不安があるときは、病院のスタッフに相談しましょう。

担当ケアマネジャー・地域包括支援センター

担当ケアマネジャーがいる場合は、適切な医療機関や事業所との連携をサポートしてくれます。

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として、中学校区を基本として23カ所に設置されています。詳しくは、長寿福祉課までお問い合わせください。

☎ 長寿福祉課 ☎ 537-5746

市在宅医療・介護連携支援センター

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護を結びつけるコーディネイト機関です。市の委託を受け、市連合医師会に設置しています。

☎ 市在宅医療・介護連携支援センター ☎ 529-7851

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

インタビュー

在宅医療を利用されている園田さんのご家族にお話を伺いました



医師に訪問してもらうようになったのは、母が要介護5となり、車で病院に連れて行くのがとても大変になったからです。また、病院では待ち時間が長いので母の体力的にも厳しいなと思っていたときに、病院の医療ソーシャルワーカーから在宅医療を提案されました。24時間365日、訪問看護師の方を通じて病院とつながっているので、とても安心感があります。私だけでみるのは不安がありますが、在宅医療に加えて、小規模多機能型居宅介護（※）も併せて利用し安定した生活を送ることができています。

※小規模多機能型居宅介護：「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」のサービスを、組み合わせて利用できる制度



在宅での医療や介護の様子が知りたい 「わたしの暮らし～在宅医療・介護という過ごし方～」

実際に在宅で医療や介護を受けている方とそのご家族の生活や、医師や歯科医師などの専門職の関わりをまとめた冊子を作成しました。

まずは「知ること」から始めてみませんか？

長寿福祉課窓口や地域包括支援センターで配布しています。

